

第473回（臨時）福崎町議会会議録

平成29年5月29日（月）
午前9時30分開 会

1. 平成29年5月29日、第473回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 13名

1番	松岡秀人	8番	山口純
2番	柴田幹夫	9番	牛尾雅一
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
		11番	小林博
5番	前川裕量	12番	石野光市
6番	河嶋重一郎	13番	城谷英之
7番	木村いづみ	14番	高井國年

1. 欠席議員（1名）

4番 北山孝彦

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	村上修
公 営 企 業 参 事	近藤博之	会 計 管 理 者	木村千晴
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永 聡
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	岩木秀人

1. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め和解すること)
- 第 5 議案第33号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 質疑
- 第 7 討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

(損害賠償の額を定め和解すること)

- 第 5 議案第 3 3 号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 質疑
- 第 7 討論・採決

1. 議案件名

報告第 2 号 議会の委任による専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め和解すること)

議案第 3 3 号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第 4 7 3 回福崎町議会臨時会の開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

初夏の陽気とともに、爽やかな日差しが新緑に鮮やかに映える季節を迎えました。議員の皆様方におかれましては、早朝からご参集いただき、まことにありがとうございます。

さて、本臨時会に提案されます案件は、報告が、報告第 2 号の 1 件、議案が、議案第 3 3 号の 1 件の、計 2 件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議いただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたしまして、本臨時会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は 1 3 名でございます。定足数に達しております。

よって、第 4 7 3 回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。

また、本日の会議に北山議員から欠席届が出ておりますので、ご報告しておきます。

また、事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可しております。

ただいまから、第 4 7 3 回福崎町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第 1 は会議録署名議員の指名であります。

会議規則第 1 2 7 条の規定により議長が指名をいたします。

1 番、松岡秀人議員

8 番、山口 純議員

以上の両議員をお願いいたします。

日程第 2 会期の決定

議 長 日程第 2 は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されておりますとおり、本日 1 日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日 1 日間といたします。

日程第 3 諸報告

議 長 日程第 3 は、諸報告であります。
第 4 7 2 回定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。

事 務 局 議会活動報告をいたします。
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
5 月 1 0 日、兵庫県民会館において、兵庫県町議会議長会評議員会議が開かれ、議長が出席いたしました。
5 月 1 1 日、大会議室において、福崎町民主化推進協議会総会が開かれ、総務文教常任委員が出席いたしました。
5 月 1 4 日、福崎東中学校において、福崎町消防団消防操法大会が行われ、議長ほか議員多数が出席いたしました。
5 月 1 6 日、文化センターにおいて、福崎町老人クラブ連合会総会が開催され、議長が出席し、挨拶を述べてまいりました。
5 月 2 5 日、ホテル北野プラザ六甲荘において、兵庫県町議会議長会定期総会が開かれ、議長が出席いたしました。
5 月 2 6 日、エルデホールにおいて、福崎町戦没者追悼式が挙行され、議長ほか議員多数が出席、議長が追悼の言葉を述べてまいりました。
その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。
以上です。

議 長 以上で議会活動報告を終わります。
次は、議案の上程及び議案説明であります。
これより、報告第 2 号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）及び議案第 3 3 号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての 2 件を議題といたします。
これから上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 皆さん、おはようございます。
第 4 7 3 回福崎町議会臨時会にご出席いただき、まことにありがとうございます。
風薫る、緑まばゆい季節となりました。ゴールデンウィークを過ぎたあたりから一気に夏日に入り、本町では、全国に先駆けて 3 0 度を超す暑さになっています。今年の夏も大変な暑さになる気がいたします。各地では田植えを間近に控え、大変忙しい時期となってまいりました。
今臨時会に提出しています議案は、報告 1 件、議案 1 件の 2 件でございます。
報告第 2 号につきましては、議会に委任による専決処分の報告で、田原小学校駐車場で職員が公用車をバックさせる際に、停車していた乗用車に接触し、損害を与えたことに対し、損害賠償の額を定め、和解するものであります。
議案第 3 3 号は、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。平成 3 0 年度から保険者が都道府県化により、算定方式が現在の 4 方式から 3 方式に移行することを踏まえ、資産割を段階的に引き下げ、所得割、均等割、平等割にシフトするものであります。
また、3 月定例議会で平成 2 8 年度の補正予算の議決をいただきましたが、こ

のたび、出納閉鎖で決算見込を立てるに当たり、歳出は療養給付費、予備費と合わせ、約3,470万円の不用額があり、なおかつ歳入では保険税、療養給付費、国庫負担金の増、退職者の療養給付費交付金、一般会計繰入金の減、合わせて約4,040万円近くの剰余金が出てくる見込みとなり、平成29年度当初予算において、財政調整基金を取り崩さずに運用しようとして税額を上げる見込みを立てていましたが、今回の決算見込により、剰余金を税額に充てることとし、税率改正を行おうとするものであります。

5月19日の国民健康保険運営協議会の答申を受けて上程するものであります。

報告、議案とも、担当課長が詳細説明をいたしますので、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。
これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。

日程第4 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について (損害賠償の額を定め和解すること)

議 長 報告第2号、議会の委任による専決処分の報告（損害賠償の額を定め和解すること）について議題といたします。本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

学校教育課長 報告第2号、議会の委任による専決処分の報告について、説明申し上げます。

この件は、物損事故における損害賠償の額を定め和解することについて、平成29年5月11日に専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告をするものです。

報告第2号資料に、事故発生場所位置図、事故発生状況略図をお示ししていますので、ご参照ください。

事故の発生は、平成29年3月27日、午後1時25分ごろです。事故の発生場所は、福崎町西田原1274番地、田原小学校敷地内駐車場で、相手方は神河町〇〇〇〇〇〇、〇〇小学校〇〇〇〇〇〇さんです。

事故の概要は、福崎町教育委員会学校教育課職員が、同校に訪問し駐車場にて町公用車を後進させる際に、後方に停車していた相手方の乗用車の左前方と、町公用車の右前方が接触したものです。

損害賠償額は、破損した車の修理に要する費用6万4,243円です。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第5 議案第33号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第5、議案第33号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

税 務 課 長 議案第33号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

平成29年度の当初予算は、年々ふえ続ける医療費による財源不足に対応するため、また、平成30年度に都道府県が国保保険者へ移行することを見据え、事業を健全かつ安定的に運営するため、税率改正を前提とした予算とし、3月議会において可決をいただいたところであります。

基金の取り扱いについては、1月、2月の保険給付費の実績次第では見直しがあるという可能性を残しながらも、県営化後の将来負担の補填に充てるよう、取

り崩すことはせず、一世帯当たり1万7,000円程度の増額改正としていました。

議案第33号説明資料の1ページ、2ページをごらんください。

説明は、資料中、網掛け部分を中心に行っていきますので、ご参照ください。

平成28年度の出納閉鎖を間近に控え、国保会計の決算見込が固まってきたところで、平成29年度の当初予算作成時から状況が大きく変わってきています。

歳入では、滞納繰越分の保険税で、合計約170万円、療養給付費で約400万円、調整交付金で約500万円の増収見込みとなり、ほかの科目での減額要素はありますが、それでも歳入全体で予算現額に対し、約570万円の増収の見込みとなりました。

一方、2ページの歳出では、1月分、2月分の療養給付費が見積もりよりも10%程度小さく収まり、約2,600万円の剰余金が出てきました。

予備費として計上していた500万円なども合わせて、予算現額に対して、約3,470万円の減収見込みとなりました。

これにより、収支差引額は約4,000万円となる見込みです。

翌年度への繰越分を差し引いて積み立てると、2ページの最下段の表のように、約9,000万円の基金残となり、結果的に本年度は基金保有高を減らすことなく決算ができる見込みであります。

このため、平成29年度の国保税の増額を抑えるために、幾らかの基金を投入することが可能となってきています。

また、平成30年度からの県営化により、県下でも特に低い保険税の設定をしていた福崎町では、その分税の上がり幅が大きくなるということと3月の定例会などでもご説明しておりましたが、国において、都道府県営化による保険税の激変緩和措置が検討され、福崎町もその対象となる可能性が生じてきました。

これら、当初予算作成時からの状況の変化と県営化後は資産税割のない3方式に移行することになることなどから、平成29年度の国民健康保険税の税率設定は、次のような方針で行うこととしました。

1点目は、平成30年度で3方式に移行できるよう、平成29年度では、資産税割が約半分になるように引き下げ、それに伴う減額分を所得割、均等割、平等割にシフトすること。

2点目は、基金を活用することにより、現行税率の場合と新税率の場合で保険税の総額が大差のないように配慮すること。

3点目は、応能割、応益割の割合を、標準である50対50に段階的に近づけるように配慮すること。

4点目は、後期高齢者支援分、介護納付分について、収支の状況が安定しているため、当初予算の設定どおりとすることという4点であります。

また、上位法令の改正により、低所得者対策である国民健康保険税の軽減の制度において、軽減判定所得を見直し、軽減対象となる世帯の拡大を図る改正も同時に行っていきます。

これらの改正概要については、6ページから8ページにお示ししておりますが、初めに税率改正の根拠についてご説明いたします。

3ページの資料をごらんください。こちらでは、基礎課税部分について、お示ししています。

3ページの左上段(1)税率等をごらんください。左の列には現行税率、右の列には改正案の税率を掲載しています。所得割、現行税率5.53%を、改正案5.70%に、資産割10.00%を5.00%に、均等割1万8,600円を

1万9,200円に、平等割1万3,100円を1万4,000円に改正します。

次、右(2)基礎数値をごらんください。こちらは平成29年4月1日現在の基礎数値です。一般の世帯数は2,564世帯、退職の世帯数は37世帯、一般の被保険者数は4,320人、退職の被保険者数は95人です。その下には平成29年度の所得割課税標準額、平成29年度の資産割課税標準額をお示ししています。

次にその下の左側をごらんください。積算内訳と題した表の一番右下が現行税率で試算した場合の調定見込額で、2億2,766万円となっています。この金額が大きく変わらないよう、改正案の税率を設定しています。中央部分は改正案の税率で計算した場合の調定見込額で、2億2,804万3,000円となっており、ほぼ現行税率のものと同等となっています。この調定額の差は、一番右側の表、右下にある38万3,000円となります。

最下段の表をごらんください。一世帯当たりの調定額及び1人当たりの調定額をお示ししています。現行税率では、一世帯当たり調定額は8万7,528円、改正案では一世帯当たり調定額は8万7,675円となり、その差は147円となっています。

次に、現行税率の1人当たり調定額は5万1,565円、改正案の1人当たり調定額は5万1,652円となり、その差は87円です。

一世帯当たりの調定額、1人当たりの調定額についても、調定額に大差がないような改正案としております。

また、応益割の割合も、現行44.99%を、改正案では46.62%と段階的ではありますが、50%に近づけています。

次に、4ページの資料をごらんください。こちらでは、後期高齢者支援金等課税部分について、お示ししています。

3ページと同様に、一番右の表が現行税率と改正案とを比較した表となり、その最下段にある166万円が調定見込額の差となります。

一番下の表をごらんください。先ほどと同様、一世帯当たり調定額及び1人当たりの調定額をお示ししています。一世帯当たりでは638円の増、1人当たりでは376円の増となっています。応益割の割合も46.96%が48.00%と、50%に近づけています。

5ページの資料をごらんください。こちらでは、介護納付金課税部分についてです。

3ページと同様に、一番下の表が現行税率と改正案を比較した表となり、その最下段にあるマイナス52万円が調定見込額の差となります。

一番下の表をごらんください。同様に、一世帯当たり調定額及び1人当たりの調定額をお示ししています。

一世帯当たりでは526円の減、1人当たりでは433円の減となっています。

応益割の割合も43.15%が、45.84%と50%に近づけています。

ここで、3ページに戻っていただき、一番右下の隅、医療分プラス後期高齢者支援分プラス介護保険分と記載してある表をごらんください。こちらは3ページから5ページにわたる医療分、後期高齢者支援分、介護保険分の合計額の現行税率と改正案との差を示しています。

国保会計全体では、一世帯調定額は259円、1人当たり調定額では30円の負担増となります。ここでも現行の調定額と大差がないような改正案となっております。

6ページ上段の表をごらんください。3ページから5ページまでにお示しした

改正案を表にしたものです。上段に改正後の税率または金額、下段には改正前の税率または金額を記載していますので、ご確認ください。

次に、下段の表をごらんください。税の軽減につきましては、所得基準が条件に該当している方について、均等割額、平等割額について、それぞれの割合で軽減いたします。先ほど上段の表でお示ししましたが、医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分のそれぞれの均等割額、平等割額が改正されるため、軽減額も変更となるものです。1行目には通常の税額、Aには7割軽減が適用されたときの軽減後の税額、Bには5割軽減が適用されたときの軽減後の税額、Cには2割軽減が適用されたときの軽減後の税額をお示しし、また、上段に改正後、下段に改正前の金額をお示ししていますので、お目通しください。

次に、7ページをごらんください。前ページの下段の表の2列目、世帯の所得の金額の欄のB 5割軽減、C 2割軽減のところで、2段書きしている部分を図で説明しております。

軽減安定所得を、5割軽減では1人当たり5,000円、2割軽減では1万円増額することで、グラフのように5割軽減、2割軽減の色の濃い部分が広がり、軽減の対象となる世帯が拡大します。7割軽減は従来どおりです。

資料8ページには、国民健康保険運営協議会においていただいた答申書をお示ししていますので、ご参照ください。

条例の改正部分は資料9ページから14ページまでの新旧対照表のとおりですので、ご参照ください。

以上で、議案第33号の提案説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第6 質疑

- 議 長 日程第6は、議案に対する質疑であります。
- 9 番 それでは、報告第2号、議会の委任による専決処分の報告（損害賠償の額を定め和解すること）について質疑はありませんか。
- 9 番 以前にも、バックをさせる際の物損事故が発生した際に、公用車の管理者から注意を促すよう、職員されたと思っております。私もバックをする際、特に気をつけなくては、軽微な損害を起こすことがたまにあるんです。ですので職員に、3月27日に発生ということで、年度が変わったときにそのようなことに対する注意をされたんでしょうか。
- 総務課長 今、ご存じのように平成27年度にたくさんの、町職員による事故が発生しまして、その後いろんな対策はとっております。そういった中で今回の事故が残念ながら起きたわけですが、それは今回だけではなく、それ以降定期的に職員にはそういう啓発、例えば、その後、警察から来ていただきまして研修をしましたり、また、年に2回は免許証の確認などをしております。また、職員につきましても、交通安全週間にはみずから立っていただくと、そういったものも定期的に続けているところでございます。
- 9 番 公用車以外も、自分の車もなんです。説明聞きましたように、職員の方には気をつけて運転をしていただきたいと、そのように思います。
- 議 長 ほかに質疑はございませんか。
- 1 3 番 公用車の修理代はどれぐらいかかったんでしょうか。
- 学校教育課長 町公用車につきましては、もうほとんど目視できないような傷でございましたので、修理は行っておらないものでございます。

1 3 番 そんなに大惨事にならなくて済んだというような形なんですけど、私、前からも何回もこういう事故の報告があったときに発言させてもろとんですけども、こういう小さい事故の積み重ねが大きい事故へつながっていく。今、牛尾議員言われたんですけども、やっぱり安全管理者がきちっとこのような事故は、本人に対して、こういうことやからあかんのやという指導まできちりしないと、定期的に行ってますからでは、なかなか事故が減ったり、注意がちょっと薄くなるんじゃないかなと思います。できれば安全管理者がきちっと説明していただいて、これお昼時間ですから、子どもたちがお昼休憩で車の陰におられるかもしれないんですよ。そのときに、後ろバックしたときに、踏みつけたというか、バックしよって当たったら、これもう大きなことになっとなんですよね。

車も、後ろから相手方が置いたったのか、それとも、この間へ入ったのか、最初とめるときに。その辺はわかっとなんですか。車がとまるところへ入ったのか、後から相手方が後ろへつけられたのか、その辺の話はお聞きになられてるんですか。

学校教育課長 相手方の車両につきましては、あらかじめとまっております。それは、確認をしておった中で、町公用車をバックする際に、曲がりながらバックという中で、それぞれの角が接触してしまったというような形でございます。

1 3 番 今、課長言われたんですけども、あえてそこへとめる必要がないと思うんですね。例えば、もっと向こうに空いとけば、そこへとめれば、安全なところでとまって、歩くのが20メートル長いだけやからええじゃないですか。そういう指導も、安全管理者として、やっぱりされたほうが僕はええんじゃないかなと。

こういう小さい事故ですけども、やっぱり大きい事故へ、前のときもね、小さいのがずっと積み重ねて大きな事故になりましたよね。だから、こういうことをやっぱり安全管理者のほうでもう一度徹底していただきたいと、このように思います。

総務課長 議員の言われるとおりとします。今後、町が所有している車につきましては、集中管理車ということで、出納室に借りに行っております。そういったときにでも、鍵を貸すときとか、返したときに、一声かけるとか、安全を確認し合うとか、そういったことも含めまして、今後対応していきたいというふうに思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

7 番 この事故を起こした職員ですが、初めてだったんでしょうか。

学校教育課長 初めてでございます。

7 番 今までも職員による公用車の事故とかが多発してたと思うんですけども、過去に同じ職員が二度三度事故を起こしたというのがありますか。

総務課長 最近の事故ではそういったことはないと思いますが、ちょっと正確なことは、今ここでは情報を持っておりません。

7 番 過去にあったかどうかはわからないということなんですけども、今後、同じ職員が二度三度と公用車による事故をするようであれば、それに対する対応策なども考えていただきたいとします。

総務課長 職員が車を乗るときには、運転者カードといたしまして、そのカードをもって町有車を借りることになってますので、そういったカードを渡さないとか、そういった対応は考えていきたいというふうに思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第33号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

- 1 2 番 ただいまの提案説明の中で、県営化に当たって、国のほうから激変緩和措置というものが示されたという説明がございました。

この激変緩和措置の対応について、要旨をご説明いただきたいと思います。

健康福祉課長 現在のところ、まだ詳細は決定しておりませんが、県営化によります保険料の大幅な値上がりといいますか、そういうものが出る可能性があるということで、国はそれに対する検討を始めました。当初はそういうところまで入ってなかったわけですが、今回、その率までは出ておりませんが、そういうものを検討しているということが最近になって変わりましたので、それも含めまして、今回お願いしておるところでございます。

- 1 2 番 いわゆるそのことは都道府県営化になっても、各県下の各市町の税率なりは個々に算定することになるということなんでしょうか。

健康福祉課長 各市町におけます税額につきましては、そのまま各市町の権限として残りますので、それは今までと変更ないということでございます。

議長 ほかに質疑はございませんか。

- 1 1 番 3月議会でも申し上げ、過去この関係の問題でいつも同じことを繰り返し言っておるんですが、3月の最終補正をやるとき、それと同時の当初予算の編成の数値にもなるわけですが、28年度の補正予算をやるときに当年度の、当該年度の最終の1月、2月の見込みが非常に大き過ぎるということをいつも指摘をしていましたが、今回もそういう形になって、その補正予算よりも4,000万円数値の差が出てきました。非常に大きな差であります。1月、2月はもうこれ医療費が下がるというのは当たり前のことですから、そういうことを、全く見ないで平均数値を当てはめて、あたかも医療費がこれだけ要するという形で組み、そしてそれを倍率でまた翌年度予算を伸ばすということになりますと、非常に大きなことになるという、影響が大きいということを、繰り返し繰り返し指摘してきたわけですが、今回まずはそういう数値になりました。

そういう見込み違いをやっていくその根源は何なのかということについていつも思うわけです。それらはそういうふうにやりなさいという国、県の指導等でもあるんでしょうか。

健康福祉課長 これに関しまして、国あるいは県の指導があるということにはございません。町といたしましては、やはり増減が大きい単年度、委員会でも申し上げましたが、単年度対比のみのデータではなくて、基本的には上半期の実績と、それから過去3年間の伸び率を用いさせていただいて、積算をしておるところでございます。

今回、結果的に、療養給付費でいいますと、2,600万円の残という形にはなっておりますが、26年度におきましては、逆に不足が生じまして、翌年に送った経緯等もございます。

また、平成28年度も、高額療養費では2,700万円の増額補正をお願いをしたところでもあります。

議員おっしゃいますように、今後、これらを生かしまして、より実績に近い積算をしたいというふうに考えておるところでございます。

- 1 1 番 ぜひそのように求めたいと思います。

結果として、予算より足らなくて、翌年度に繰り越したというふうなことがあっても、それはそれでいいじゃないですか。やはりあんまりこの過大な見積もりをするというのは、よくないというふうに私は常々思っております。

それから、この資料を見させていただいて、計算の基礎数値になっております

所得割の課税標準額が、当初予算のときの資料とでは、かなりの差が出てお
ると思うんですが、一世帯平均にすると10万円ぐらいになるのかなというふう
な、ちょっと暗算ですが、思うのですが、これは税務課長、当初予算の見込みの
ときと今回の数値とのその差というのはどのように理解をしたらよろしいですか。

税 務 課 長 この差ですが、当初予算策定時と、この現段階でお示ししています29年度の
世帯数、被保険者数についてですが、かなり減ってきておるようでして、数字で
いいますと、19世帯、185人、減ってきています。これが一つの要因だと思
っております。

それから、限度額超過世帯数もかなり減ってきているようです。原因について
はちょっと不確かなんですが、高額所得の方が後期に移られたとか、そういった
理由があるんじゃないかと思っております。

結果として、当初予算でお示ししていた課税標準額と今回お示しする課税標準
額が大きくかけ離れた結果になっております。

1 1 番 これを見て、一世帯当たり、あるいは1人当たりの収入が極端にこの年度下が
ったのかなというふうに思ったんですが、そういう傾向はないのですか、今の説
明ですと。

税 務 課 長 一世帯当たり、1人当たりにつきましては、そう大差はないと考えています。

1 1 番 しかし、そういうことになりますと、この計算の数値がかなり変わると
思うんですが、細かな計算はいろいろと数字を照合してみているわけですが、い
ずれにいたしましても、結果として、前年並みの税額で行こうという、金額に
して前年並みで行こうということでもありますから、それはそれで今回はこれで一
応了としたいというふうに思うわけですが、今後ともこの税の計算に当たりま
しては、できるだけ過大にならないように、実績に近い数値を見込んでいくよ
うに、改めて求めておきたいというふうに思うんです。

それから、医療分あるいは後期への支援分、介護分等で、退職者等の部分等
では世帯数や人数の差が若干あるように思うのですが、これらはどういう理由
によるものでしょうか。

税 務 課 長 基本的に医療と後期高齢者分とは世帯、被保険者数とも同じになって
います。介護分につきましては、これは全被保険者のうち、年齢でいいますと
40歳から64歳の方のみに課税されますので、医療分、後期分と比べて少なくな
っているはずでございます。

1 1 番 それはわかるんですけど、3月の議会に出ました資料と比較をしてずっと
見ておるものですから、ちょっと余計にそんなふうに思ったというところであ
ります。そういう部分があったのではないかと思っております。

いずれにしても、細かなところはまたいろいろ精査をするといたしましても、
全体として、先ほど言いましたような形での運営なりあるいは積算を求めてお
きたいというふうに思います。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本臨時会に付議されました全ての報告及び議案に対する
質疑を終結いたします。

日程第7 討論・採決

議 長 日程第7は、討論・採決であります。

この際、お諮りいたします。

議案第33号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、会議規則第39条第3項の規定に従いまして、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第33号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、議案第33号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第33号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第33号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、第473回福崎町議会臨時会の日程を全て終了することになりました。

よって、本臨時会を閉会することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

第473回福崎町議会臨時会を閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は臨時会が招集されましたところ、早朝からご参集賜り、提案のありました議案に対し、慎重に審議をいただき、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただき、また、議事の運営につきましても格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

月が変わりますと、定例会が控えております。皆様におかれましては、くれぐれもご自愛の上、議員活動と町政発展のためにご精励賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

閉会に当たりまして、町長からご挨拶いただきます。

町 長 ただいまは報告第2号並びに提案いたしておりました議案第33号につきまして、賛同いただき、まことにありがとうございます。

いただきました意見等でありませぬけれども、やはり職員が公用車を運転するようなどころにおきましては、注意散漫にならないよう、きちっとそれぞれの自分の役割といったようなものを認識していただきたいと、このように思います。

また、第33号であります。国民健康保険、療養給付費、1月、2月は大体落ちるといったようになっておるんですが、反対に感冒、風邪ですね、インフルエンザ等がはやる場合には、反対にふえるといったように先ほど健康福祉課長が申し上げたとおりでありまして、それら等は翌年度にそれぞれ回して精算を繰り返すといったような形をとらせていただいたわけでありませぬ。

担当者としましては、やはり歳出に規制がかかるといったような事柄について

は、一番注意しなければならず、また、国民健康保険の連合会等にも迷惑をかけるという形の中での対応のあり方になろうかと思えます。

このたびは一般会計繰入金の減を合わせて、約4,000万円の剰余金が出てき、それら等を活用し、財政調整基金を取り崩さずに運用し税額を見直そうというものでありました。この繰り越した部分につきましては、基金に積み上げ、その基金をまた活用して、税額を下げようというところでもあります。

ただ、内容を見てみますと、国庫であります療養給付費交付金、これら等は28年度、1,700万円余分に入ってきており、これら等は基金を取り崩して、国のほうに返還をしなければならない。また、退職医療の療養給付費交付金につきましても、250万円余分に入ってきておりますので、これら等に対する部分の対応のあり方も検討を加えなければならないというように思っております。

いずれにいたしましても、健康を一つの目的としたような形の中で、住民の皆様方が安全で安心して健康で暮らせるようなまちづくりに努めていきたいというように思っておりますので、ご指導等、よろしくお願い申し上げまして、閉会の挨拶にかえさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

議 長 それでは、これをもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前10時23分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成29年6月

福崎町議会議長 高 井 國 年

福崎町議会議員 松 岡 秀 人

福崎町議会議員 山 口 純